

**令和5年度**

# 知的財産に係る手続き

**生研支援センター企画情報部企画課**

Copyright © 2023 BRAIN all Rights Reserved.

※生研支援センターは、生物系特定産業技術研究支援センターの通称です  
(Bio-oriented Technology Research Advancement Institution)

- 1 委託事業における“特許権等”（知的財産権）**
- 2 委託事業における“特許権等”の帰属**
- 3 知的財産管理の意義**
- 4 知財関連手続きと主要な使用様式（一覧）**
- 5 知財関連の主要な使用様式の記載ポイント**
- 6 国外実施について**
- 7 研究成果の考え方と方針の作成**
- 8 知財関連手続き上の注意点**
- 9 知財様式の掲載場所**

# 1 委託事業における''特許権等''（知的財産権）



- ★試験研究委託契約書 第27条（用語の定義）
- ★委託業務研究実施要領 P100(1 用語の定義) に規定。

・「特許権等」とは、①特許権、②実用新案権、③意匠権、④育成者権、⑤回路配置利用権、⑥著作権、⑦不正競争防止法に係るノウハウ等の営業秘密を使用する権利をいう。

- ①特許権、特許を受ける権利（特許法）
- ②実用新案権、実用新案登録を受ける権利（実用新案法）
- ③意匠権、意匠登録を受ける権利（意匠法）
- ④育成者権、品種登録を受ける地位（種苗法）
- ⑤回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利（半導体集積回路の回路配置に関する法律）
- ⑥著作権（著作権法）
- ⑦「ノウハウ」：技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、財産的価値があるものの中から、コンソーシアム及びその構成員が協議して指定したもの。

## 2 委託事業における“特許権等”の帰属

- ★試験研究委託契約書 第35条第1項（特許権等の帰属）
- ★委託業務研究実施要領 P100(2 特許権等の帰属) に規定。

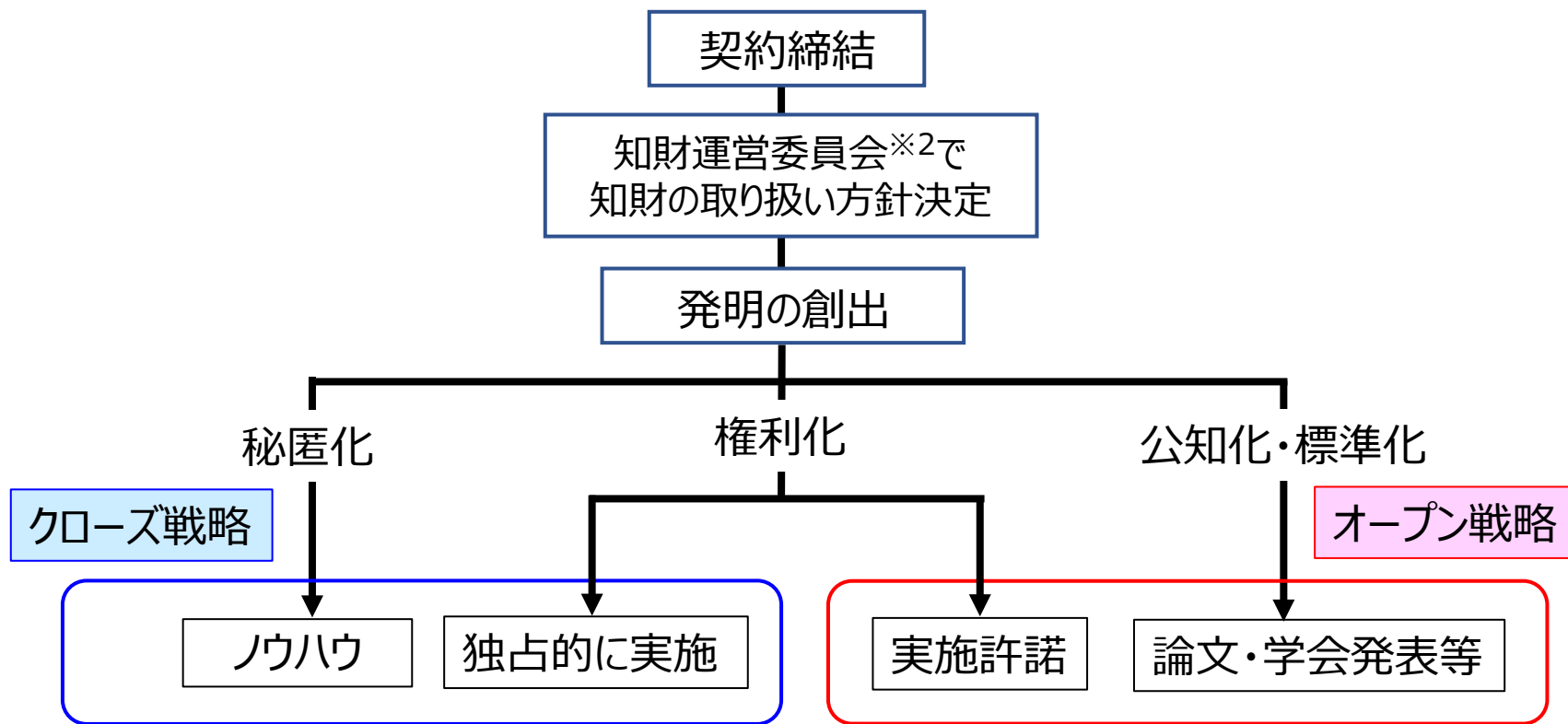
- ・委託事業で得られる特許権等の成果は、本来事業主体（生研支援センター）に帰属するが、産業競争力の強化のため、生研支援センターでは**以下の規定を遵守することを委託先が約する（委託業務契約の締結）**ことによって、国の資金を投入して行った委託研究の成果を**委託先である事業者**に帰属している。  
（※日本版バイ・ドール制度の適用を規定した産業技術力強化法第17条）

- ① **研究成果に係る発明等**を行ったときは**生研支援センターに報告**すること。
- ② 国の要請に応じて、公共利益のために特に必要な場合は、生研支援センターまたは生研支援センターが指定した者に無償実施又は利用することを許諾すること。
- ③ 正当な理由なく相当期間特許権等を活用していない場合には、国の要請に応じて当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- ④ **第三者に当該知的財産権の移転**又は**専用実施権の設定若しくは移転**を承諾するときは、例外として定めた場合を除いて、**予め生研支援センターの承認を受けること。**

### 3 知的財産管理の意義



- 自ら保有する知的財産をオープンに活用、秘匿化するというオープン・アンド・クローズ戦略によって、技術の価値を最大化する取組が重要※1



- 農林水産業・食品産業等の現場とも連携しつつ、権利化と秘匿化の組合せや複数の知的財産権の組合せに取り組む。※3

※1) 「農林水産研究における知的財産に関する方針」(平成28年)の第1の1を参照。

※2) 知財運営委員会では、研究コンソーシアムにおいて「知的財産の取扱方針」を定め、権利化、秘匿化、公知化、標準化等の方針を審議・決定を行う。

※3) 「農林水産研究における知的財産に関する方針」(平成28年)の第3の3の(1)の①を参照。

# 4 知財関連手続きと主要な使用様式（一覧）



## 契約締結

※各事項の後の数字は実施要領の該当規定

契約締結後、速やかに、全ての試験研究成果について、創出見込み時期、権利化や秘匿化、公知化といった知的財産の取扱い及び活用方針を定め、**（知財様式 6）を提出：6(1)**

※知的財産の取扱い方針を提出した後、当初想定していなかった研究成果が得られたときや知的財産の取扱い方針を変更したときは、**速やかに（知財様式 6）を変更して再提出：6(2)**

重要

知的財産の  
取扱い方針の提出

## 研究開発

試験研究成果に係る発明等を行ったときは、権利化の有無に関わらず、**速やかに（知財様式 1）を提出：12(1)①**

※特許権等の出願等を行おうとする場合は、**出願等の1ヶ月前までに提出：12(1)②**

発明等の創出に  
関する報告

### <秘匿化>

ノウハウを指定したときは、**（知財様式 1）を提出：11**

### <権利化>

発明等を出願したときは、**出願から90日以内に（知財様式 2）を提出：12(2)**

出願・申請中の特許権等を取り下げるときは、**事前に（知財様式 2）を提出：15**

特許権等が登録されたときは、**登録から90日以内に（知財様式 2）を提出：12(3)**

特許権等を放棄するときは、**事前に（知財様式 4）を提出：15**

特許権等を移転するときは、**（知財様式 4）を提出し事前に生研支援センターの承認を得る：14(2)**

特許権等を移転したときは、**遅滞なく（知財様式 5）を提出：14(3)**

特許権等を、国外で自己実施・実施許諾するとき、専用実施権の設定や独占的通常実施の許諾を行うときは、**（知財様式 4）を提出し事前に生研支援センターの承認を得る：13(2)**

特許権等を実施許諾したときは、**遅滞なく（知財様式 5）を提出：13(3)**

特許権等を実施したとき（実施許諾先、移転先の実施も）は、**遅滞なく（知財様式 3）を提出：13(4)**

委託期間中又は委託期間終了後**3年以内**に、研究成果に係る普及がされたときは、**「研究成果普及報告書」（広報様式 3）を提出：9(4)**

論文投稿や口頭発表など、生研支援センター以外の者に試験研究成果を提供するときは、**事前に（広報様式 1）を提出：9(1)**

委託事業終了後も、特許権等の権利が満了する日（特許権の場合は出願日から原則20年）が属する年度まで、上記の手続きを行う

### <公知化>

出願、登録の報告  
（取り下げ、放棄する  
場合も必要）

事前申請が必要なもの  
・国内外での移転  
・国外での実施又は実施許諾  
・国内での独占的な実施許諾

実施許諾や実施の報告

研究成果の普及報告

公表等の事前報告

事業終了後も  
報告義務あり

# 4 知財関連手続きと主要な使用様式（一覧）



- ★特許庁などに手続きを行ったときの報告期限は、いずれも90日以内とする。
- ★「国外実施」、「国外通常実施権許諾」、「独占的通常実施権許諾」、「専用実施権設定」、「移転」（黄緑色部分）は、事後報告だけでなく事前申請と承認が必要。
- ★事業終了後も権利が消滅するまで下記の報告や申請の義務がある。（試験研究委託契約書の存続条項より）

知的財産の手続き	時期	使用様式
発明等（知的財産の創出）	出願前に報告（ノウハウは指定時に、著作物は遅滞なく）	知財様式 1：発明等報告書
国内出願	事後報告（90日以内）	知財様式 2：特許権等出願通知書 兼特許権等登録通知書 兼特許権等出願取下げ事前通知書
国外出願	事後報告（90日以内）	知財様式 2：特許権等出願通知書 兼特許権等登録通知書 兼特許権等出願取下げ事前通知書
国内登録	事後通知（90日以内）	知財様式 2：特許権等出願通知書 兼特許権等登録通知書 兼特許権等出願取下げ事前通知書
国外登録	事後通知（90日以内）	知財様式 2：特許権等出願通知書 兼特許権等登録通知書 兼特許権等出願取下げ事前通知書
国内実施	事後報告	知財様式 3：特許権等実施報告書
国内通常実施権許諾（非独占的）	事後報告	知財様式 5：特許権等実施許諾報告書 兼特許権等移転報告書
国外実施	事前申請	知財様式 4：特許権等国外実施申請書（他、3種の兼用様式）
	事後報告	知財様式 3：特許権等実施報告書
国外通常実施権許諾（非独占的）	事前申請	知財様式 4：特許権等国外実施申請書（他、3種の兼用様式）
	事後報告	知財様式 5：特許権等実施許諾報告書 兼特許権等移転報告書
独占的通常実施権許諾 <sup>(注)</sup> 、専用実施権設定、移転	事前申請	知財様式 4：特許権等専用実施許諾・独占的実施許諾申請書 兼特許権等移転申請書（他、2種の兼用様式）
	事後報告	知財様式 5：特許権等実施許諾報告書 兼特許権等移転報告書

(注)：通常実施権を許諾する契約において、知的財産権を保有する者が第三者への実施権を重ねて許諾しない旨の特約をつけたもの。

# 5 知財関連の主要な使用様式の記載ポイント（知財様式6）



## （知財様式6） 知的財産の取扱方針

★委託契約締結、速やかに本様式を提出すること。  
 ★取扱方針を変更した場合は、その都度速やかに提出すること。

e-Rad課題ID(半角英数字)	12345678
------------------	----------

(知財様式6)

令和〇年〇月〇日

「〇〇（事業名）」に係る知的財産の取扱方針

委託契約締結後、コンソーシアムにおいて知的財産の取扱方針を定め、各事業の規定に従って本様式を提出してください。  
 （取扱方針を変更した場合はその都度提出。）

### 1. 課題番号及び研究課題名

課題番号	00000
------	-------

研究課題名	〇〇特性を持った△△新品種の育成、栽培技術及び長期貯蔵技術の開発
-------	----------------------------------

### 2. 知的財産の取扱方針の作成者

コンソーシアム名	〇〇コンソーシアム
----------	-----------

代表研究機関名	△△研究所
---------	-------

研究代表者名	〇〇領域長 〇〇 〇〇
--------	-------------

3. 研究参画機関名	▲▲県農業試験場
	(株) ■■

4. 研究実施期間	令和〇年度～令和〇年度
-----------	-------------



# 5 知財関連の主要な使用様式の記載ポイント（知財様式6）

重要



## 5. 研究成果の知的財産としての取扱いに関する基本方針

以下について記載すること。

- ① 当該研究課題において開発される予定の主な技術等（技術、品種、装置、機械、物質、素材、プログラム、データベース等）と、当該技術の知的財産としての取扱いに関する基本的な方針を記載すること。
- ② 当該研究課題の研究成果による特許権等と区別するため、本課題の社会実装に必要となる「委託研究開始前から保有していた特許権等及び本委託研究によらずに取得した特許権等（バックグラウンド知財）」について、これから出願を予定しているバックグラウンド知財も含めて記載すること。また、コンソーシアム構成員だけではなく、第三者（例えば協力機関等）が保有する知財が必要となる場合についても併せて記載すること。
- ③ ①②等を踏まえて、それらの知的財産権を活用した社会実装（基礎研究の場合は、実用化研究へ発展）への道筋を記載すること。なお、海外展開等を予定している課題については、市場の拡大と技術流出防止の観点を考慮した上で方針を記載すること。

## 6. バックグラウンド知財の概要

※1) 研究機関名は、バックグラウンド知財を提供しようとする研究機関（共有者の協力機関や第三者のバックグラウンド知財も含む）を記載する。協力機関及び第三者には組織名の後ろに（協力機関/第三者）のように表示する。

研究機関名 (構成員、研究機関名) ※1	本委託研究開始前から保有していた特許権等及び本委託研究によらずに取得した特許権等 (バックグラウンド知財) ※2				本委託研究課題との関連 ※3
	発明(品種)の名称	出願番号 出願日	出願案件の ステータス	登録番号 登録日	
△△研究所 ▲▲県農業試験場	○○の特性を持った 新品種の育成	特願2018-123456 2018/4/1	登録済	特許第xxxxxx号 2021/10/10	出願人/権利者： 課題名：
△△研究所 (株) ■■ (第三者)	●●の貯蔵に関する 条件の解明	出願予定 (□年×月頃) ※4			出願人/権利者： 課題名：

※4) 出願予定は、現在出願準備中もしくは本委託研究期間中にバックグラウンド知財として出願を予定しているもので、本委託研究の成果であるフォアグラウンド知財と区別したいものを「出願予定」として記載する。

※2) バックグラウンド知財は、研究機関が保有又は取得した知財であって、本研究に利用しようとするものを記載する。

※3) 本委託研究課題との関連は、バックグラウンド知財を利用することが想定される委託研究課題名を記載する。

# 5 知財関連の主要な使用様式の記載ポイント（知財様式6）

重要



※1) 小課題名、担当研究機関名、研究成果の概要及び創出年度は、研究予定期間中に実施する全ての小課題に係る内容を記載する。

※2) 知的財産の取扱い及び活用方針は、研究予定期間すべてについて記載するよう務めるものとするが、少なくとも委託契約年度において得られる成果については記載する。

## 7. 各小課題における知的財産の取扱い

小課題名 (項目の場合は、大項目・中項目・小項目を記載) ※1	担当研究機関名 (構成員名)	想定される研究成果及び知的財産としての取扱い			
		研究成果の概要	創出年度	知的財産としての取扱い ※2	知的財産としての活用方針 ※2
1. ○○の特性を持った●●新品種及び○○の特性を最大限引き出す栽培方法の開発	△△研究所 ▲▲県農業試験場	○○の特性を持った新品種の育成	R6	育成者権 (国内、国外)	国内種苗会社等へF1品種として広く利用許諾し普及する。また、海外流出を防ぐため、親系統は秘匿化する。
		温室での自動温度管理及び栽培を行うプログラム	R7	著作権 (プログラム) ※3	自動で温度測定、温度調整から栽培までを一環して行うプログラムをイチゴの温室栽培で活用する。
2. ●●の長期貯蔵条件の解明及び長期貯蔵の開発	△△研究所 (株) ■■	●●の長期貯蔵を可能とする包装材の開発	R5	特許権 (日本) 権利者: (株) ■■	(株) ■■において実用化する。
		新たな包装材を用いた●●の長期貯蔵方法	R8	ノウハウとして秘匿 (5年間) ※4	包装材の販売と合わせて、秘密保持契約を締結した上で、販売先の情報開示する。なお、5年間ノウハウとして秘匿後、マニュアル化して公知化する。

※3) 本様式に記載いただく著作権の種類としては「プログラム」があげられるが、プログラムには「アプリケーション (ソフト)」、「OS (オペレーティング・システム)」、「モジュール」、「ソースコード」、「クラウドシステム」等が含まれる。

※4) 「試験研究委託契約書」第27条2項3号の『技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、財産的価値があるものの中から、乙及び乙構成員が協議して使用したものを使用する権利』のこと

# 5 知財関連の主要な使用様式の記載ポイント（知財様式1）

## （知財様式1）発明等報告書

★ノウハウも含めて権利化の有無に関わらず、研究成果の発明等を行った際に提出すること。

e-Rad課題ID（半角英数字） **12345678** e-Rad番号を忘れずに！

（知財様式1）

発明等報告書

令和〇年〇月〇日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

（報告者）

研究機関名：発明等を行った委託先の研究機関名を記す。

研究実施責任者名：上記研究機関の研究実施責任者名を記す。

### 【契約履歴 記載例】

※単年度契約（例：単年度契約で令和5年4月1日～令和8年3月31日まで、3年間実施した場合）

・【令和5年4月1日付、令和6年4月1日付、令和7年4月1日付け委託契約に基づく～】と記載してください。

※複数年度契約（例：令和5年4月1日付けで複数年度契約をしている場合）

・【令和5年4月1日付け委託契約（令和〇年〇月〇日変更契約）に基づく～】と記載してください。

・変更契約をしている場合は、**直近の変更契約日を（ ）書き**で記載してください。

〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「（〇〇年〇月〇日変更契約）」と付記する。）に基づく下記1項記載の委託試験研究の成果として、下記2項に記載した発明等を行ったので（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記。）、報告します。

### 1. 本報告に係る委託試験研究の概要

事業名	〇〇〇〇〇事業
研究領域（研究課題）名 「試験研究計画書名」	〇〇〇〇〇〇〇 各事業の研究領域、研究分野、研究課題等を記入する。 「〇〇〇〇〇〇〇の開発」
コンソーシアム名、 代表機関名・代表者名	コンソーシアム：コンソーシアム方式でない場合は記入不要。 代表機関名：委託契約書の「代表機関名」、「代表者名」を記入する。
研究代表者名	研究代表者：××大学 〇〇太郎
試験研究の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日



## 5 知財関連の主要な使用様式の記載ポイント（知財様式2）

★本様式は、特許等を出願（出願取下げ）、登録を行ったときに提出するもので使用頻度が高い様式です。

### （知財様式2）

e-Rad課題ID(半角英数字)

**12345678**

**e-Rad番号を忘れずに**

（知財様式2）

**該当する□にチェック**

- 特許権等 出願通知書
- 特許権等 登録通知書
- 特許権等 出願取下げ事前通知書

令和〇年〇月〇日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

（通知者）

研究機関名：

代表者名： 上記研究機関代表者の役職名と氏名を記す。

↓ **該当する□にチェック**

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「（令和〇〇年〇月〇日変更契約）」と付記する。）に基づく下記1項記載の委託試験研究の成果として得られた下記2項記載の特許権等を出願したので、出願したことを証する資料を添えて（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記）通知します。

特許等を「**出願**」した場合

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「（令和〇〇年〇月〇日変更契約）」と付記する。）に基づく下記1項記載の委託試験研究の成果として得られた下記2項記載の特許権等を登録したので、登録したことを証する資料を添えて（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記）通知します。

特許等を「**登録**」した場合

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「（令和〇〇年〇月〇日変更契約）」と付記する。）に基づく下記1項記載の委託試験研究の成果として得られた下記2項記載の特許権等を出願取下げたいので、（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記）事前に通知します。

特許等の「**出願**を取下げた」場合

# 5 知財関連の主要な使用様式の記載ポイント（広報様式1）

e-Rad課題ID（半角英数字） 12345678

## （広報様式1）研究実施内容発表事前（事後）通知書

### 広報様式1 研究実施内容発表事前（事後）通知書

 広報様式1 コンソーシアム名：○○○  
 A:M ○○○○

※白色セルに入力してください。

研究実施機関					報告の具体的な情報							
提出日 ※セル書式「文字列」 ※「YYYY/MM/DD」形式	生研支援センター受領日※セル書式「文字列」※「YYYY/MM/DD」形式	試験研究計画名又は実施課題名	研究実施機関（構成員名）	研究実施者名	発表形態（①学会等発表（ポスター発表含む）、②論文発表（学術誌、雑誌等）、③マスコミ取材（TV、新聞）、④プレスリリース、⑤HP掲載、⑥イベント開催、⑦出願公表（使用しない）、⑧試作品、研究データ等の第三者への提供、⑨その他） ※プルダウン選択	発表タイトル ※適当なタイトルがない場合は、簡略な件名を記載	発表者、著者、対応者全員の氏名および所属（所属がD列の研究実施機関である場合は省略可）	公表の内容（概要） 公表内容の概要を200字以内で記載するか、「別紙の通り」と記し公表原稿を添付する。加えて、 ①学会等発表の場合は、大会、研究会等の名称、開催予定日時を記す。 ②論文発表の場合は、投稿予定誌名を記す。 ③マスコミ取材の場合は、取材日、マスコミ名、取材者氏名、放映・掲載予定日を記す。 ④イベント開催の場合は、イベント名、開催予定日時を記す。 ⑤試作品、研究データ提供の場合は、第三者の名称を記す。なお、NDA、共同研究契約書等の添付が必要な場合がある。	事業名の明示（表記、口頭） 事業名の記載がない場合は事業の成果として認められません。	特許権等との関係の有無、特許権等の申請の有無、申請していない場合には発表内容が特許権等に関係する可能性の有無及び権利化せずに公表する理由を記入する。 ※プルダウン選択	プレスリリース、マスコミ取材後の発表実績の有無 ※プルダウン選択	公表後、この欄に確定情報を追記のうえ再度ご提出ください。 （掲載された要旨集・雑誌名、巻号ページ、放映・掲載年月日、番組名、新聞名・掲載面URL等。イベント開催等の場合は、参加者数）

★本様式は、特定又は不特定多数の第三者への情報公開・試作品の提供時に事前提出する様式  
 ★秘密保持や特許出願の有無に留意すること！

# 5 知財関連の主要な使用様式の記載ポイント（広報様式3）



## （広報様式3）研究成果普及報告書

研究成果についての内容がわかる資料（カタログ、マニュアル等）を作成している場合は、本報告書に添付すること

（広報様式3）

e-Rad課題ID(半角英数字)

12345678

令和 年 月 日

研究成果普及報告書

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

（報告者）  
研究機関名

※ 研究成果を普及した研究機関名を記載する。

代表者名

※ 上記研究機関の代表者の役職名と氏名を記載する。

委託等研究で得られた研究成果について、下記のとおり、普及されたので報告します。

### 1. 委託試験研究事業の概要

事業名	〇〇事業
研究領域（研究課題）名	〇〇〇〇〇〇〇 ※ 研究領域、研究分野、研究課題等を記載する。
コンソーシアム名、 代表機関名	コンソーシアム： 代表機関：
試験研究の実施期間	年度 ～ 年度

委託期間中又は委託期間終了後3年以内に、

- ◎ 研究成果に係る製品が上市（市場での取引開始等）されたとき
- ◎ 研究成果に係る技術等を用いて事業化（サービスの開始等）されたとき
- ◎ 研究成果に係る技術等が生産現場に導入されたとき

### 2. 普及状況

開発した技術等の名称	※ 製品化して上市又は生産現場に導入した技術名等を記載する。
開発した技術等の概要	※ 補足説明1を参照。
普及内容	<p>&lt;普及を行った機関&gt; ※ 製品化して上市した民間企業、生産現場に導入した都道府県の普及機関やJAなどを記載する。</p> <p>&lt;普及開始時期&gt; ※ 〇〇年〇〇月〇〇日（わかれば日付けまで記載する。）</p> <p>&lt;普及場所&gt; ※ 補足説明2の（1）を参照。</p> <p>&lt;普及状況及び今後の予定&gt; ※ 補足説明2の（2）を参照。</p>
特記事項	

は、代表機関等を通じて生研支援センターに速やかに提出する。

# 6 国外実施について

重要



★**国外で実施する場合**は、「知財様式4」による**事前申請と承認**を受けることが必要です。  
これは、税金を使って得られた研究成果が外国で使用され、その結果、**国内の農林水産業や食品産業に  
思わぬブーメラン効果を引き起こすことがないようにする必要があります**ためです。

## 【委託契約書 第37条 第3項】

乙構成員は、研究成果に係る特許権等について、国外で自ら実施する場合、国外で専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾を行おうとする場合又は国外で専用実施権の移転を行おうとする場合には、「特許権等国外実施申請書（知財様式4）」を乙代表機関を通じて甲へ提出して、甲の事前承認を受けなければならない。

★国外での実施又は実施許諾に当たり参考とするポイントは、以下のとおりです。これら観点から問題ないか説明できるように整理願います。

- 国内農林水産業・食品産業等に影響を及ぼさないこと。
- 国内企業等（大学・研究機関等を含む）が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となる恐れがないこと。
- 国内企業の競争力の維持に対する不利益をもたらさないこと。
- 研究成果を活用して行う事業が、法律や公序良俗に反するものでないこと。
- 研究成果を活用するための事業計画等を有し、実用化・商品化が見込まれること。
- 農林水産業・食品産業等に関する技術の向上が見込まれること。

(知財様式4)

e-Rad課題ID(半角英数字) 12345678

- 特許権等 国外実施申請書**
- 特許権等 専用実施許諾・独占的実施許諾 申請書**
- 特許権等 移 転 申請書
- 特許権等 放 棄 届出書

令和〇年〇月〇日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(申請者)

研究機関名：

代表者名： 上記研究機関代表者の役職名と氏名を記す。

**国外実施をする場合は、  
試験研究目的の実施**であっても**事前申請が必要**です！





## 7 研究成果の考え方と方針の作成

- ★ 研究成果の管理に当たっては、**農水省の知的財産に関する方針**に準じるとともに、**R4年度に策定した「生研支援センターのデータマネジメントに係る基本方針」**に基づきデータマネジメントプランを作成する等対応が必要です。

(研究成果の考え方と方針の作成) ※試験研究委託契約書

第28条 乙は、「**農林水産研究における知的財産に関する方針**」(平成28年2月農林水産技術会議決定)に準じて、また「**生研支援センターにおけるデータマネジメントに係る基本方針**」(令和4年12月13日生物系特定産業技術研究支援センター)に基づき**研究成果の管理を行うものとする。**

- 2 乙は、委託契約締結後速やかに知的財産の方針を定め、「知的財産の取扱い方針(知財様式6)」を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、**管理対象データに係るデータマネジメントプランを、原則として研究開始前に甲へ提出しなければならない。**

重要

知的財産の取扱い方針を定めるとともに、個々のデータ収集・管理・利活用などの方法について事前によくご検討ください！

【農林水産研究における知的財産に関する方針】  
<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/intellect-7.pdf>

【生研支援センターにおけるデータマネジメントに係る基本方針】  
[https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/20221213\\_BRAIN-basic-policy-management.pdf](https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/20221213_BRAIN-basic-policy-management.pdf)



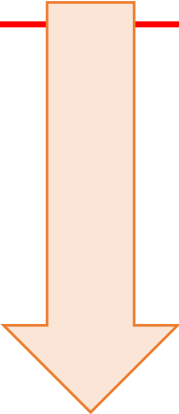
## 8 知財関連手続き上の注意点

(特許権等の帰属)

※試験研究委託契約書

第35条

3 乙構成員は、第1項の規定により乙構成員に帰属するとされた当該特許権等に係る**国内特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願**を行う場合は、**出願に係る書類に国等の委託研究の成果に係る出願である旨**を表示しなければならない。



◎国内特許出願  
◎実用新案登録出願  
◎意匠登録出願  
を行う場合は、以下（記載例）のとおり、出願に係る書類に「国等の委託研究の成果に係る出願である旨」を記載することを忘れないでください！



**（記載例）** ※委託業務研究実施要領 Ⅲ 研究成果の取扱・特許権等 2.特許権等の帰属 参照。

**【国等の委託研究の成果に係る記載事項】の欄を設けて記載。**

**「令和〇年度、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター『〇〇事業（△△プロジェクト）』、産業技術力強化法第17条の適用を受けるもの」**

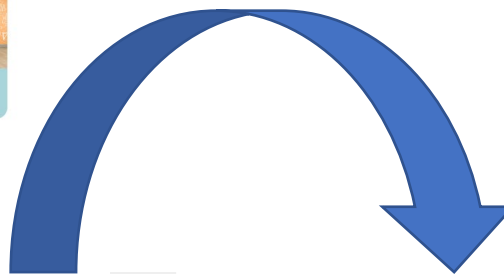
# 9 知財様式の掲載場所

生研支援センターのホームページから  
【委託業務研究実施要領（事務処理関係）共通様式等】をクリック！

注目コンテンツ



- MOONSHOT RESEARCH & DEVELOPMENT PROGRAM
- 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)
- オープンイノベーション 研究・実用化推進事業
- スタートアップ 総合支援
- 戦略的スマート農業技術等の開発・改良
- 研究活動の不正行為等への対応
- 成果事例こぼれ話



- 委託業務研究実施要領～事務処理関係編～ [更新履歴](#)
- 関係通知等
- 委託契約補足資料
- 広報様式
- 事業様式
- 経理様式
- 知財様式**
- 知財様式1 発明等報告書 [Word: 36.9 KB]
- 知財様式2 特許権等出願通知書(兼登録通知書・出願取下げ事前通知書) [Excel: 16.5 KB]
- 知財様式3 特許権等実施報告書 [Word: 32.2 KB]
- 知財様式4 特許権等国外実施申請書(兼専用実施・独占的实施申請書・兼移転申請書・放棄届出書) [Excel: 22.3 KB]
- 知財様式5 特許権等実施許諾報告書(兼移転報告書) [Excel: 16.0 KB]
- 知財様式6 知的財産の取扱方針 [Excel: 16.7 KB]